

クニタチスポーツガーデン 会則

第1条) 名称

本クラブは「クニタチスポーツガーデン」(以下「本クラブ」という)と称します。

第2条) 所在地

本クラブの所在地は国立市東2丁目9番地5号とします。

第3条) 経営主体

本クラブの運営は、東京都中央区日本橋室町1丁目13番地9号 株式会社池田不動産商会が、東京都八王子市元本郷町1丁目21番地12号 有限会社フィットネスサーブに指導を委託し、行います。

第4条) 目的

本クラブは、アスレチック、スイミング等を主体とするスポーツの指導を行い、健康体力作りや会員相互の親睦を図り、健全な会員制クラブとすることを目的とします。

第5条) 入会契約の締結及び手続き

本クラブは会員制とし、入会に際しては以下の手続きをとるものとします。

- 1.本クラブに入会しようとする方は、本会則に基づき諸契約を本クラブと締結しなければなりません。
- 2.本クラブは1.)に際して、本会則等の契約書面を交付するものとします。
- 3.本クラブへの入会を希望する方は、所定の申込手続きを行い、本クラブの承認を得た上で、所定の入会金及び会費等を本クラブに納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第6条) 会員の入会資格

本クラブの入会資格は以下の通りとします。

- 1.16歳または高校生以上で、本会則及び本クラブの諸規定を遵守される方、但し、20歳未満の方は親権者の同意を得て入会できるものとします。
- 2.個人会員においては、健康に異常がなく、本クラブの諸施設の利用に堪え得ると認められた方、法人会員においては、法人の責任において利用者の健康体力診断を行い、本クラブの諸施設の利用に堪え得ると認められた方。
- 3.刺青、ファッション外(タトゥー)等をしておらず、暴力団関係者でない方。
- 4.本クラブが審査を行い、適当と認められた方。

第7条) 入会時の条件

入会時において、以下のような方には、必要書類を提出していただく場合があります。なお、外国籍の方が入会を希望される場合、主に安全管理上から、日常会話程度の日本語を理解できることを条件とします。

- ・安静時の血圧が最高血圧160mmHg、最低血圧100mmHgを超える方
- ・現在通院されている方
- ・その他、本クラブが必要であると判断した方

第8条) 会員種別

会員の種別は別紙の通りとします。また、種別を変更する場合、会員は変更料を支払うものとします。

第9条) 会員証

本クラブは会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

- 1.会員は、施設を利用する際、必ず会員証を受付に提示しなければなりません。
- 2.会員証は記名式とします。
- 3.会員証は会員本人のみが使用し、他の方は使用できません。
- 4.会員は、会員証を紛失した場合、速やかに本クラブに届け出、再発行の手続きをとるものとし、この際、所定の再発行手数料を支払うものとします。

第10条) 会員名義の変更

本クラブは、会員名義の変更はできません。

第11条) 入会金の取り扱い

入会金は、会員にこれを返還しないものとします。

第12条) 会費の取り扱い

会費は、別途定める会費を施設利用の有無に関わらず、所定の方法により支払うものとします。

第13条) 会費等の納入

- 1.クラブの会費等はすべて口座引き落としとし、毎月6日引き落としとなります。
- 2.一旦納入された会費等は原則として返金いたしません。
- 3.一旦購入された回数券は法人会員資格喪失においても払い戻しはいたしません。

第14条) 施設の利用料

- 1.会員は、別途定める有料プログラム・施設を除き、無料でクラブ施設を利用できるものとします。
- 2.会員は、別途定める有料プログラム・施設を利用する場合には、所定の方法によりその料金を支払うものとします。

第15条) 施設利用制限

本クラブ内において施設をご利用になる場合、混雑緩和のため、有料・無料施設を問わず、利用制限を設ける場合があります。この場合、会員はその利用制限を厳守するものとします。

第16条) 会費・利用料の変更

- 1.会社は、諸般の事由により会費・利用料を変更できるものとします。
- 2.この場合、本クラブは1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第17条) 営業時間・休業日の変更・臨時休業等

本クラブの営業時間は別紙の通りとします。但し、諸般の事情により営業時間・休日の変更する場合、本クラブがこれを定めるものとします。

- 1.本クラブは、次の理由により、施設の全部又は一部を臨時に休業もしくは使用制限することがあります。
 - ・天災、地震等やむを得ない理由によりクラブを開場できないとき。
 - ・施設の補修、または改修をするとき。
- 2.本クラブは、やむを得ない理由以外の場合、1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第18条) 会員の變更事項

会員は、住所・連絡先その他入会申し込み手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の書面にて本クラブに届け出るものとします。

第19条) 休会

本クラブは、休会制度はございません。

第20条) 施設利用ができない方

本クラブにおいて、以下に該当する方の施設利用を禁止します。

- 1.刺青、ファッション外(タトゥー)のある方、および暴力団関係者
- 2.泥酔、酒気おび状態、満腹等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
- 3.伝染病等の、他人に伝染又は感染するおそれのある疾病を有する方。
- 4.高血圧(最高血圧180mmHg以上)の方。
- 5.軽い運動をしても胸部に苦痛を感じる人。
- 6.補助なしで施設利用が困難と思われる方。
(付き添いをお願いする場合がございます)
- 7.その他医師により運動を禁じられている方。

第21条) 賠償責任

- 1.会員並びに会員の同伴者が、クラブの利用に際して生じせしめた人的・物的事故、及び生じた盗難・紛失について、会社は一切損害賠償の責任を負いません。
- 2.会員がクラブの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により、本クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。なお、会員の同伴者については、会員が連帯して、賠償しなければなりません。
- 3.会員並びに会員の同伴者が、クラブの利用に際して発生した人的・物的事故について、本クラブに重大な過失がある場合には、本クラブが一定の補償をするものとします。

第22条) 退会・契約解除

- 1.会員が本契約を解除しようとするときは、会員証を添付の上、所定の書面にて本クラブに「退会届」を提出するものとします。(前月15日まで)この際会員は、「退会届」を提出した当月分までの会費を引き落としし、翌月以降の会費は免除されるものとします。
- 2.会員は、本クラブの最終ご利用日に、会員証を本クラブに返還するものとします。
- 3.本クラブは、やむを得ざる事情により会員との契約を解除せざるを得ない場合には、書面にて、会員に契約解除を通知するものとします。

第23条) 会員資格の喪失

会員は、次の場合に会員資格を喪失し、自動的に契約を解除されるものとします。この場合会員は、翌月以降の会費を免除されるものとします。

- 1.死亡
- 2.除名
- 3.法人会員の会社又は団体の解散

第24条) 会員の除名要件

会員並びに会員の同伴者において、次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合、本クラブは会員資格を一時停止又は除名する事ができるものとします。

- 1.クラブの名誉を毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
- 2.本会則及びその他の諸規定に違反したとき。
- 3.会費・その他の諸費用を3ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じないとき。
- 4.故意にクラブの施設・設備を破損したとき。
- 5.本クラブ内において、本クラブの許可なく商行為、政治的・宗教的活動を行ったとき。
- 6.禁治産・準禁治産、破産宣告を受けたとき。
- 7.入会に際し虚偽の申告を行ったとき、又は、入会資格に抵触したとき。

第25条) 駐輪場・駐車場利用

本クラブの駐輪場・駐車場は数に限りがあります。本クラブ利用時のみの利用とし、それ以外の利用は認めないものとします。なお、駐輪場・駐車場で発生した盗難・傷害、その他の事故について本クラブは一切の責任を負わないものとします。

第26条) 諸規則の遵守義務

会員及び本クラブは、本規則及びその他の諸規定を遵守するものとします。

第27条) 本会則及びその他の規程の改正

本会則並びにその他の諸規定の改正は、本クラブがこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。この際本クラブは、その内容をクラブ内の所定の場所に掲示するものとします。

第28条) 商業行為の禁止

本クラブ内に於いて一切の商業行為は禁止とします。また、写真撮影等においても許可を必要とすることとします。

第29条) 附則

本会則は平成28年9月1日より施行するものとします。

クニタチスポーツガーデン < 会則別紙 >

2016.5

会員種別料金

(消費税別)

会 員 種 別	入会金	事務手数料	月会費	ご 利 用 時 間
マ ス タ ー 会 員	10,000	1,000	9,000	月～水・金/9:45～23:00 土・祝/9:45～21:00 日/9:45～20:00
デ イ 会 員			8,000	月～水・金/9:45～17:00 土・祝/9:45～17:00 日/9:45～17:00
ナ イ ト 会 員			7,000	月～水・金/18:00～23:00 土・祝/18:00～21:00 日/18:00～20:00

若者サポート割引

《24歳までの方》税別価格から2,000円割引。《29歳までの方》税別価格から1,000円割引。

<注意> 若者サポート割引をご利用の場合のみ、6ヶ月の継続が条件になります。途中で退会される場合、月会費とは別に、1ヶ月分の月会費をお支払いいただきます。

24歳の方が25歳になる時、29歳の方が30歳になる時、お誕生日月の翌月分より自動的に割引額が変更になります。

親子割引

お子様が当クラブのスクール会員に所属している方は、税別価格から1,000円割引。

<注意> お子様が進会されると、自動的に本来の月会費に戻ります。

会則抜粋・諸手数料等

休会制度はございません。

会費の納入 (13条)	月会費等はすべて口座振替となっております。当月分の引き落とし日は、 当月の6日 となります。なお、口座より引落しできなかった場合、別途事務手数料がかかりますのでご注意ください。 口座振替が始まるまでの月会費は現金での前払い制となります。(この場合、手数料はかかりません)フロントで手続きをおとり下さい。	現金授受手数料 300円(税別)
会員種別の変更 (8条)	会員種別の変更は、 希望月の前月15日までに フロントにて手続きをおとりください。	変更手数料 300円(税別)
会員証の再発行(9条)	会員証はロッカーキーを兼ねておりますので、紛失された場合は速やかに再発行の手続きをおとり下さい。 会員証がない場合は施設利用ができません。	再発行手数料 1,000円(税別)
退会手続き (22条)	当クラブを退会するときは、 退会する月の前月15日までに 会員証をご持参の上、フロントにて手続きをおとり下さい。なお、 会員証は施設利用最終日に必ず本クラブに返還してください。 無届けで会費を3ヶ月以上滞納されますと、当クラブにおいて退会処理(除名)の対象となりますのでご注意ください。	
カギの紛失	更衣室のロッカーキー(バンドタイプ)を紛失された場合、実費を請求させていただきます。	3,000円(税別)

施設ご利用時間

	月～水・金曜日	土曜日	日曜日	祝日
プール自由遊泳 及びジャグジー	9:45～15:30 18:30～22:30	9:45～15:30 17:30～20:30	9:45～19:30	9:45～15:30 18:30～20:30 土曜は17:30～20:30
トレーニングジム	9:45～22:30	9:45～20:30	9:45～19:30	9:45～20:30
各スクールプログラム	別途時間表をご覧ください。			

体験手続きに必要なもの

- ・所定の申込書
- ・印鑑
- ・体験料
- ・身分証明書
(運転免許証・保険証など)

入会手続きに必要なもの

- ・所定の申込書
- ・入会金 事務手数料
- ・月会費2ヶ月分の現金
- ・金融機関通帳口座番号
(銀行または郵便局)
- ・金融機関届出印
- ・身分証明書(運転免許証・保険証など)

法人会員(消費税別)

入会金	200,000円
年間登録料	120,000円
利用料	1人1回600円

すべての施設がご利用いただけます。

お得な回数券もございます。

・営業時間

月～水・金: 9:45～23:00

土曜・祝日: 9:45～21:00

日曜日: 9:45～20:00

休館日: 木曜日・年末年始・施設点検日

受付業務は営業終了の1時間前になります。

〒186-0002 国立市東2-9-5
クニタチスポーツガーデン

TEL 042-574-1021